

マイナ保険証をお持ちでなくても これまで通り保険診療が受けられます

医療機関等の受付窓口で行われる保険資格の確認は、マイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となりますが、まだマイナ保険証をお持ちでない方も、これまで通り、医療を受けることができます。

マイナ保険証の利用をご希望の方	【利用登録済の場合】 ▶そのまま医療機関等でご利用ください。 【未登録の場合】 ▶医療機関等にある顔認証付きカードリーダーやマイナポータル等で利用登録ができます。
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書を提示することで受付できます。
マイナ保険証の利用が困難な方	ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に申請すれば資格確認書が交付されます。

※詳しくは、ホームページでご確認いただくか、役場健康増進課までお問い合わせください。

▼厚生労働省
ホームページ



お問い合わせ先
肝付町役場 健康増進課
☎ 0994(65)8412

国民健康保険・後期高齢者医療の 保険証がかわります

■ 保険証の有効期限をご確認ください。

皆様が今お使いの保険証の有効期限は **7月31日** です。
今お使いの保険証は8月1日以降使用できませんので、はさみ等をお使いの上確実に処分してください。

! 令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました。
本年度からはマイナ保険証または資格確認書にかわります。



国民健康保険税についてお知らせ

税制改正に伴い、令和7年度以降の国民健康保険税について、以下のとおりに変更になります。

◆課税限度額の引き上げ

課税限度額について、下表のとおり変更になります。

限度額	令和7年度（改正後）	令和6年度（現行）
医療分	66万円	65万円
支援分	26万円	24万円
介護分 (40歳から64歳)	17万円	17万円
合計	109万円	106万円

◆軽減判定所得算定額の変更

軽減判定所得の算定において被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額が変わります。

軽減割合	令和7年度（改正後）	令和6年度（現行）
7割軽減	基礎控除額（43万円） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下	基礎控除額（43万円） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下
5割軽減	43万円 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1） + 30.5万円 × 被保険者数以下	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下
2割軽減	43万円 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1） + 56万円 × 被保険者数以下	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414

■ 保険証がマイナ保険証または資格確認書にかわります。

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

本年度から、従来の健康保険証にかわる資格確認書または資格情報のお知らせを7月中に郵送でお届けします。※（過年度の保険税（料）に滞納がある方を除く。）

資格確認書または資格情報のお知らせが届いたら内容を確認し、記載内容などに誤りがある場合や7月31日になっても資格確認書等が届かない場合は、健康増進課までご連絡ください。

保険資格	マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
国民健康保険	資格情報のお知らせ	資格確認書
後期高齢者医療	資格確認書	資格確認書

! 後期高齢者医療被保険者の方につきましては、マイナ保険証の有無に関係なく、資格確認書が交付されます。

※マイナ保険証…保険証利用登録がされているマイナナンバーカードのこと

お問い合わせ先
肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)8412 内之浦総合支所 町民生活課 ☎ 0994(67)4511
岸良出張所 ☎ 0994(68)2001